

# 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要領

平成21年 5月29日付け21農振第488号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
独立行政法人水資源機構理事長  
独立行政法人森林総合研究所理事長  
北 海 道 知 事

殿

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要綱(平成21年 5月29日付け21農振第487号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定める土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業の実施の取扱いについては、要綱によるほか、この実施要領によるものとする。

## 第2 定義

要綱及びこの実施要領における定義は、次のとおりとする。

- 1 「担い手」とは、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成18年 6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知。以下「経営所得安定対策実施要領」という。）第4の1の（3）の規定により地方農政事務所長等から対策加入者管理コードを付与する旨の通知を受けた者をいう。なお、都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するものを「担い手」とすることができるものとする。
  - （1）持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づき導入計画の認定を受けた者
  - （2）砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者
  - （3）野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する安定的・継続的生産者
  - （4）果樹産地構造改革計画について（平成17年 3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考

え方として記載される内容に該当する農業者

(5) 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者

(6) (1) から (5) までの担い手に準ずるもので、都道府県知事が担い手として特に認めている者

2 「経営等農用地」とは、所有権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農用地又は農作業受託により農作業を行っている農用地をいう。

3 「担い手農地利用集積率」とは、要綱第9の特別緊急支援計画（以下「特別緊急支援計画」という。）に定める事業地域の受益面積に占める担い手の経営所得安定対策実施要領第6の1の（2）に定める生産予定面積又は担い手の経営等農用地の合計面積の割合をいう。

4 「担い手農地面的集積率」とは、特別緊急支援計画に定める事業地域の受益面積に占める第5の1の集積団地要件を満たすまとまりを有する面積の割合をいう。

5 「合算総償還額」とは、対象地域において計画認定年度に受益者負担金の償還を行っている土地改良事業等の事業別総償還額の合算をいう。

6 「事業別総償還額」とは、土地改良事業等の1事業の受益者負担金の償還元金に償還期間の利息を加えた額をいう。

7 「10アール当たり合算総償還額」とは、合算総償還額を対象地域の受益面積で除して10アール当たり換算した額をいう。

8 「戸当たり合算総償還額」とは、合算総償還額を対象地域の受益農家戸数で除した額をいう。

### 第3 本事業の対象となる事業及び負担金

1 要綱第6の1の「農村振興局長が別に定める土地改良事業等」（以下「対象事業」という。）とは、次の事業とする。

(1) 国営土地改良事業

(2) 独立行政法人水資源機構事業

(3) 独立行政法人森林総合研究所事業

(4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業

(5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、

(1) から (4) までの事業を補完し、かつ、これらの事業と一体的に実施されて

いると認められる事業

2 要綱第6の1の「農村振興局長が別に定める受益者負担金」は、次に掲げるものとする。

(1) 対象事業の受益者負担金

(2) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

#### 第4 事業地域の設定

1 特別緊急支援計画において定める事業地域（以下「事業地域」という。）は、以下によるものとするが、これによりがたい場合は、土地利用、水利用、受益者負担、土地改良区及び市町村の範囲を勘案して定めるものとする。

(1) 対象事業の施行に係る区域（以下「対象区域」という。）を一の事業地域とする。

(2) 一の事業地域に複数の対象区域があり、区域の一部が重複する場合には、要綱第8に定める要件を一の事業地域として適用できる場合に限り、重複する区域又はその他の区域を含めて一事業地域として、特別緊急支援計画を作成することができるものとする。

#### 第5 事業の実施要件

1 要綱第8の1の(2)の「農村振興局長が別に定める集積団地要件」は、同一の担い手の経営等農用地であって、北海道では1.5ヘクタール、都府県では1ヘクタール（都道府県知事があらかじめ地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、2以上の農用地であって、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

(1) 2以上の農用地が畦畔で接続しているもの

(2) 2以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

(3) 2以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

(4) 段状をなしている2以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

(5) 2以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

(6) その他本事業の趣旨に照らして都道府県知事が適当であると認めるもの

2 要綱第8の2の「農村振興局長が別に定める基準を満たす中山間地域等の条件不利地域」は、次の(1)及び(2)の要件を満たす地域をいう。

(1) 次の地域指定等のいずれかを満たすこと。

- ① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条及び第7条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
  - ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
  - ③ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域
  - ④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
  - ⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
  - ⑥ ①から⑤までの対象地域に準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める市町村
  - ⑦ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
  - ⑧ 急傾斜地畑地帯（対象地域内の畑地における平均斜度が15度以上の地域）
- (2) 対象地域の林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50パーセント以上を占める地域であること。

## 第6 特別緊急支援計画

### 1 特別緊急支援計画の作成

特別緊急支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第1号によるものとする。

- (1) 特別緊急支援計画の作成に当たって、土地改良区は、あらかじめ市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聴くものとする。市町村が同計画を作成する場合も同様とする。
- (2) 土地改良区が特別緊急支援計画を作成しようとする地域内に他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、同計画を作成するものとする。

### 2 特別緊急支援計画の申請

- (1) 土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）は、特別緊急支援計画

の認定を申請するに当たっては、地域内の受益者の合意を得るものとする。

- (2) 特別緊急支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う当該年度の12月末日までに行うものとする。ただし、平成23年度における同計画の認定申請は、当該年度の10月末日までに行うものとする。

## 第7 特別緊急支援計画の審査

要綱第10の1の審査委員会は、対象事業及び担い手への集積に関する知識を有する都道府県等関係機関の役職員を構成員とするものとする。

## 第8 助成額の限度

- 1 要綱第11の2の助成額は、対象地域における対象事業の当該年度の受益者負担金又は償還金のうち土地改良負担金総合償還対策事業（土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱（平成2年7月20日付け2構改B第813号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。（以下「総合償還対策事業」という。））による利子助成額その他負担金の償還に係る助成額を差し引いた残償還利子相当額を限度とする。ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができないものとする。
- 2 土地改良負担金償還平準化事業（土地改良負担金償還平準化事業実施要領（平成2年7月20日付け2構改D第440号農林水産省農村振興局長通知）に基づく事業をいう。）による平準化資金の借入の償還金については、借換を行った年度の償還利子相当額又は借入額のいずれか小さい額を1の残償還利子相当額とみなす。

## 第9 他事業との関連

総合償還対策事業等を実施している事業地区も本事業の対象とすることができる。ただし、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実施要領（平成19年4月2日付け18農振第1818号農林水産省農村振興局長通知）に基づく事業をいう。）及び担い手育成農地集積事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）による無利子貸付の対象負担金については、本事業による助成の対象としないものとする。

## 第10 達成状況報告等

要綱第13の1の土地改良区等の当該年度の達成状況報告は、当該年度の3月末日までに別記様式第2-1から2-3号までにより行うものとする。

## 第11 本事業の推進体制

土地改良区等は、本事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。